

議第 2 号議案

加須市議会会議規則の一部を改正する規則

加須市議会会議規則（平成 22 年加須市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 55 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長の報告及び議員の提出議案に対する質疑の回数は、3 回を超えることができないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 8 年 9 月 9 日提出

提出者 加須市議会議会運営委員会

委員長 原田 悟

提 案 理 由

委員長報告に対する質疑、議員提出議案に対する質疑について、取扱いの整理及び規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。